

三老ショートステイ八幡のゆ 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恵生会が開設する三老ショートステイ八幡のゆ指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、老人福祉法の理念及び介護保険法に基づき、また、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、事業所ごとに置くべき従事者（以下「短期入所生活介護従事者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 三老ショートステイ八幡のゆ指定短期入所生活介護事業所
- 2 所在地 青森県三戸郡南部町大字小向字八幡 19-1

（事業の種類並びに職員の職種、員数及び員数）

第4条 事業所において行う事業は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護とする。

2 事業所に配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、法令に基づき兼務することができることとする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 医師 | 1 名（非常勤） |
| (2) 管理者 | 1 名（常勤兼務） |
| (3) 生活相談員 | 1 名以上 |
| (4) 介護職員 | 8 名以上 |
| (5) 看護職員 | 1 名以上 |
| (6) 栄養士 | 1 名（非常勤） |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| (8) 調理員 | 3 名以上 |
| (9) 業務員 | 1 名以上 |

3 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の診察、健康管理、急変時の指示・対応を行う。
- (2) 管理者は、事業所の業務を統括するとともに、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整及び従業者に居宅基準の第9章第4節の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに各個人ごとの処遇の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士は、献立の作成、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び調理員への指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (8) 調理員は、給食業務に従事する。
- (9) 業務員は、清掃、洗濯業務に従事する。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、20名とする。

(実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南部町、三戸町、田子町、新郷村、五戸町、二戸市とする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 事業所は、サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況を十分把握し、介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(サービスの提供)

第9条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第10条 1週間に2回以上、入浴させる。ただし、看護師が入浴が適当でない判断する場合には清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。

(食事)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮する。

- 2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時45分～8時45分
- (2) 昼食 午後 0時00分～1時00分
- (3) 夕食 午後 5時15分～6時00分

(送迎)

第12条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。

(相談援助)

第13条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第14条 事業所は、利用者の体力や機能の低下を防ぐために、必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(健康保持)

第15条 看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

(利用料)

第16条 事業所は、利用料の額を別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。実施地域を越えて行う送迎に要する費用、食材料費、理美容代、教養娯楽費等に関する諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

2 事業所は、利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。

3 利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第17条 事業所は、サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者へ契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記入押印）を受けることとする。

(外出)

第18条 利用者は、外出しようとするときは、その都度、外出先、用件、事業所へ帰着する予定時間等を管理者に届出るものとする。

(衛生保持)

第19条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また事業所に協力するものとする。

(事業所内の禁止行為)

第20条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所以外に持ち出すこと。

(災害、非常時の対応)

第21条 事業所は、消防法令に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び非難の訓練を原則として少なくとも年2回以上実施する。
- 3 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせる。

(緊急時の対応方法)

第22条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに家族に連絡し、サービス提供を継続するか、かかりつけ医に診断する等の相談を行い適切な対応を行う。
- 3 利用者が予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行う。

(身体拘束)

第23条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

(事業所・設備)

第24条 事業所・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が利用者と協議のうえ決定する。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置く、または占用してはならない。
- 3 事業所・設備等の維持管理は職員が行う。

(苦情処理)

第25条 利用者は又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。

- 2 事業所は、あらかじめ苦情受付担当者を指定し、「重要事項説明書」に記載する。
- 3 管理者は、苦情の申し出があった場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。

(事故処理)

第26条 事業所内で利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第27条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密の保持)

第28条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とする。

- 2 事業所は、個人情報に関して利用者より文書にて同意を得る。また、利用者は、その使用目的の説明、開示の拒否、利用の停止等を事業所側に申し出、事業所は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合は、それに応じなければならない。

(その他)

第29条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵生会と管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

平成24年12月1日から一部改正施行する。

平成27年4月1日から一部改正施行する。

平成29年4月1日から一部改正施行する。

平成30年4月1日から一部改正施行する。

平成31年4月1日から一部改正施行する。

令和1年10月1日から一部改正施行する。

令和3年8月1日から一部改正施行する。

令和4年10月1日から一部改正施行する。

令和6年4月1日から一部改正施行する。

令和6年6月1日から一部改正施行する。

令和7年5月1日から一部改正施行する。

(指定短期入所生活介護の利用料等)

介護保険給付対象サービスの利用料

(単位：円)

利用料	要介護 1	6, 4 5 0	1 日につき
	要介護 2	7, 1 5 0	1 日につき
	要介護 3	7, 8 7 0	1 日につき
	要介護 4	8, 5 7 0	1 日につき
	要介護 5	9, 2 6 0	1 日につき
送迎		1, 8 4 0	片道
利用者負担金		法定代理受領の場合は、上記金額の 1 割 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による)。	

(注) 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

介護保険給付対象外サービスの利用料

居住費	1 日	1, 2 3 1 円
食材料費	1 日	1, 5 9 5 円
理美容代	実費	
通常の実施地域を越える交通費	2 0 km 超え 1 0 km まで 5 0 0 円 その後 1 0 km ごとに 1, 0 0 0 円	
その他日常生活費	対象費用がある場合に記載する、 例 1 利用者の希望により購入する身の回り品 実費 (歯ブラシ、シャンプー、化粧品、タオル等個人の日用品等) 2 利用者の希望による教養娯楽費用 実費 (行事やクラブ活動による材料費等)	

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料等)

介護保険給付対象サービスの利用料

(単位：円)

利用料	要支援 1	4,790	1日につき
	要支援 2	5,960	1日につき
送迎		1,840	片道
利用者負担金		法定代理受領の場合は、上記金額の1割(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による)。	

(注) 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

介護保険給付対象外サービスの利用料

居住費	1日	1,231円
食材料費	1日	1,595円
理美容代	実費	
通常の実施地域を越える交通費	20km超え10kmまで500円 その後10kmごとに1,000円	
その他日常生活費	対象費用がある場合に記載する、 例1 利用者の希望により購入する身の回り品 実費 (歯ブラシ、シャンプー、化粧品、タオル等個人の日用品等) 2 利用者の希望による教養娯楽費用 実費 (行事やクラブ活動による材料費等)	